

吉野ヶ里町共同住宅及び宅地開発地におけるごみ集積所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅及び宅地開発地（以下「共同住宅等」という。）から排出されるごみの処理について、良好な生活環境の保持と安全かつ効率的な収集業務を行うため、ごみ集積所の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 一つの建物の中に複数の住居がある形式の住宅（マンション、アパート等）をいう。
- (2) 宅地開発地 新興住宅地や分譲住宅地などの開発等により、一つの区画に戸建住宅が集合したものをいう。
- (3) ごみ集積所 家庭から排出される燃やせるごみの集積所をいう。

(事前協議)

第3条 共同住宅を建築しようとする者（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可申請をしようとする者を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認の申請をする前までに、あらかじめ、ごみ集積所の設置に関し、町長に共同住宅等ごみ集積所設置事前協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）を提出のうえ協議し、その同意を得るものとする。

2 宅地開発のため、都市計画法に基づく開発許可申請をしようとする者は、都市計画法第32条に基づく協議が整う前までに、あらかじめ、ごみ集積所の設置に関し、町長に協議書を提出のうえ協議し、その同意を得るものとする。

(設置基準)

第4条 住戸数が4戸以上の共同住宅を建築しようとする場合又は宅地開発地の予定建築物（居住の用に供するものに限る。以下同じ。）の戸数が10戸以上の宅地造成をしようとする場合は、専用のごみ集積所を設けるものとする。

2 前項の規定によりごみ集積所を設置しようとする者は、当該ごみ集積所が既存住宅（当該ごみ集積所の設置によって生活環境上の影響を受ける既存住宅をいう。以下同じ。）に隣接しているときは、当該既存住宅の住民の代表者から、ごみ集積所設置に係る書面による同意を得るものとする。

3 住戸数が4戸未満の共同住宅を建築しようとする場合又は宅地開発地の

予定建築物の戸数が10戸未満の宅地造成をしようとする場合であって、近隣のごみ集積所を利用しようとするときは、当該近隣のごみ集積所を管理する責任者から、ごみ集積所利用に係る書面による同意を得るものとする。

4 前項の同意を得られない場合におけるごみ集積所の設置基準は、第1項を準用する。

(設置場所)

第5条 ごみ集積所の設置者は、美観、臭気等について周辺住宅に十分配慮した場所に設置するよう努めるものとし、そのほかの事項については次のとおりとする。

(1) 既設の公道又は新設する道路に面する場所に設置する場合

ア 原則として、道幅4メートル以上の道路に面してごみの取り出し口を設け、収集車両が前進のまま横付けし、収集作業ができること。

イ 他の車両及び歩行者の通行の妨げにならずに、安全かつ効率的に収集ができること。

ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定により車両の停車及び駐車が禁止されている場所以外に設置すること。

(2) 既設の公道又は新設する道路に面しない場所に設置する場合

ア 収集車両が前進のまま進入し、横付けして収集作業ができること。

イ 収集車両が収集後、通り抜けができる道路又は転回路が確保されていること。

(構造物及び付帯設備)

第6条 ごみ集積所の構造物及び付帯設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 標準世帯の有効面積は1世帯当たり0.2平方メートル以上とし、ワンルーム形式集合建築物の有効面積は1世帯当たり0.1平方メートル以上とすること。

(2) 道路面を除く三方を鉄筋コンクリート又は鉄筋入りの建築ブロック造りにより囲み、床面はコンクリート等で舗装し、鳥獣によるごみの散乱を防ぐ金網フェンス等の構造物を有すること。ただし、戸数が少ないときは、構造物の代わりに耐久性のあるスチール等の素材で蓋つきのごみボックスを設置すること。

(3) 開閉扉を設置するときは、外側に180度開く観音開き又は引き戸等とし、取り出し口は高さ1.8メートル以上、間口は幅1.5メートル以上確保するよう努め、ごみの収集作業に支障がないようにすること。

(ごみ集積所、構造物、付帯設備等の管理)

第7条 共同住宅等の所有者又は管理者及び居住者は、ごみ集積所を常に良好な状態に管理しなければならない。

- 2 ごみ集積所の管理上特に留意すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) ごみ集積所及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (2) 収集作業の支障となる場所に車両等、障害となるものを放置しないこと。
 - (3) 所有者又は管理者は、燃やせるごみ以外の排出、収集日以外の排出等がないよう、ごみの適正排出について居住者を指導すること。
- 3 町長は、ごみ集積所が労働安全衛生上又は維持管理上支障があると認められる場合は、所有者又は管理者に対し、当該ごみ集積所の改善を求めることができる。
- 4 ごみ集積所の管理責任を怠る等、町の収集体制に支障を来たした場合は、当該ごみ集積所の収集をしないことがある。
- (ごみ収集開始届)

第8条 共同住宅等の所有者又は管理者は、居住者が入居する2週間前までに、共同住宅等ごみ収集開始届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。